

都道府県内水面漁業調整規則の概要

都道府県内水面漁業調整規則は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定により、都道府県知事が水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整のため、水産庁の示す「都道府県内水面漁業調整規則例」を参考に必要な事項を定めているもので、大分県においても「大分県内水面漁業調整規則」を定めています。

この規則では、漁業の禁止、禁止期間、禁止区域、体長制限、漁業の許可制、漁業取締りに関すること等を規定しています。

さらに、この規則においては、罰則を定めることができるとされており、その上限は、懲役6か月、罰金10万円となっています。

なお、漁業や水産動植物の性質を考慮し、この規則の制定改廃にあたっては、内水面漁場管理委員会への諮問及び農林水産大臣の認可が必要とされています。